

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁

熱海市長

上記審査請求人が令和6年4月11日付けで提起した、上記処分庁による熱海市情報公開条例（平成10年熱海市条例第2号。以下「条例」という。）第11条第2項に基づく公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第2項第2号に基づき、改めて開示決定等を行うべきである。

事案の概要

- 1 令和6年2月9日、審査請求人は、処分庁に対し、条例第5条の規定により、次の公文書の開示を請求した。
「東京高等裁判所令和6年1月31日判決（固定資産評価審査決定取り消し請求控訴事件）及び同事件の原審静岡地方裁判所判決に係る各判決書」（以下「本件開示請求文書」という。）
- 2 令和6年2月27日、処分庁は、本件処分を行った。
- 3 令和6年4月11日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を行った。
- 4 令和6年5月24日、審査庁は、条例第20条第1項の規定に基づき、熱海市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

- 5 令和6年7月19日、処分庁は、審査会に対し意見書を提出した。
- 6 令和6年9月13日、審査請求人は、審査会に対し意見書を提出した。
- 7 令和6年10月2日、審査会は、本件処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきとする答申をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張（1）

本件処分は、次のとおり、条例の解釈及び適用を誤ったものであり、違法である。

(1) 本件処分において、開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用した理由の欄には、根拠規定として「熱海市情報公開条例第7条第2号、第3号及び第6号」、理由として、「上記根拠規定の開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことが困難であるため。」とあるが、通常、公文書である判決書は、単語単位で不開示情報の区分が可能であるから、個人又は法人の住所、氏名その他一定の情報を不開示とすればその余は部分開示が可能な文書である（東京高等裁判所令和元年5月16日判決、東京地方裁判所令和3年1月15日判決等）。本件処分の理由は、上記の東京高裁判決や東京地裁判決で否定された主張を述べるものであり、条例の解釈及び適用として不適切である。

(2) 条例第7条第2号について、本件開示請求文書は個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができる情報は、別件訴訟の原告（控訴人）（以下「A」という。）の住所、氏名その他一定の情報に限られ、これらの最小限を不開示とすればその余は個人の識別可能性が否定され、かつ、個人の権利利益を害するおそれもないことから、その残余は第2号に該当せず、開示が義務付けられる（東京高等裁判所平成17年10月20日判決）。

条例第7条第3号について、Aは個人であるから、法人に関する情報は原則ないものと考えられる。また、仮に存在したとしても、その内容が直ちに同号ア又はイに該当するとは考えられず、実施機関が述べる理由は、法人の利益侵害について、単なる抽象的な可能性を述べるにすぎないと考

えられる（不開示とするには利益侵害の蓋然性が要求される。最高裁判所平成13年11月27日第三小法廷判決）。

条例第7条第6号について、通知書の記載内容からはいかなる内容をどのように判断したかが不明であるが、基本的に本件開示請求文書記載の一連の訴訟（以下「別件訴訟」という。）の内容を個人が特定できない形により開示しても、そのことにより市税の賦課徴収事務や争訟事務等を困難にさせるおそれは考えにくく、実施機関が述べるところは、「おそれ」についての単なる抽象的可能性を述べるにとどまるか、「おそれ」がないものをあると誤認したものと考えられる。

以上より、実施機関の主張する不開示情報は、その全体が一体不可分のものではなく、実際にはそのような情報が存在しないか、存在してもその記載が限られた範囲にとどまることから、本件開示請求文書は十分に部分開示が可能である。

- (3) 審査請求人は、令和6年3月7日に東京高等裁判所で別件訴訟の判決書を閲覧し、条例第7条第2号に該当する情報のうち、特定の個人を識別することができる情報として「Aの住所、氏名」「物件所在地の町名」「物件目録のうち所在地及び家屋番号」、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものとして「路線バスの停留所名」等があり、他に明らかに同号に該当する情報がないこと、同条第3号に該当する情報が一切記載されていないこと、同条第2号に該当する情報を不開示とすれば開示しても市税の賦課徴収や争訟に影響を及ぼすことがなく、同条第6号の情報に該当しないこと、上記の不開示情報を区分して取り除けばその余はほとんどが条例第8条第1号及び第2号により開示可能であり、全体が不開示情報となることがないことを確認し、実施機関の処分理由に理由がないことを確認した（「事件番号」、「相続年月日」あるいは「標準宅地の番号及び所在地」などが条例第7条第2号の不開示情報に該当するかは、実施機関の合理的な判断に委ねられる。）。

以上より、本件開示請求文書の全部を不開示とした本件処分は、条例の解釈及び適用を誤った違法なものであり、本件処分は取消しを免れない。なお、本件処分は熱海市行政手続条例（平成11年条例第29号）第7条に定める申請拒否処分であるから、同条第1項本文及び第2項により、その理由を示さなけ

ればならないが、不開示の根拠規定が「熱海市情報公開条例第7条第2号、第3号及び第6号」とされているのに対し、処分理由は条例第8条第1項及び第2項が適用できない旨を述べるにとどまり、これは条例第7条各号を適用したことの原因となっていない。仮に、審査庁が原処分において理由の提示に不備があると判断した場合、審査請求の過程でその理由が判明しても、理由の不備の瑕疵が治癒することにはならず、後続する行政訴訟においてなお取り消すべき違法が残存することになるから（東京高等裁判所平成24年8月29日判決）、この違法を是正するためには、本件処分の全部を取り消した上で、実施機関において、本件開示請求文書の部分開示ができることを前提として、再度、開示・不開示の審査をしなければならない。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 条例第7条第2号では、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」も不開示情報として規定されており、審査請求人はこの点について、「「路線バスの停留所名」「物件所在地以外の町名」「特定の施設等からの距離」「市道名」」のみを挙げているが、本件開示請求文書に記載されている判決文においては、Aの、他に類を見ない独自の主張が全面的に見受けられることから、それらを組み合わせることにより個人が識別されるおそれがある。
- (2) 条例第7条第3号では、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって」、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が不開示情報として規定されている。

本件開示請求文書に記載されている裁判において、Aは事業を営む個人としての観点に基づく主張を繰り返し行っており、その主張に係る部分は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」の一部だといえ、本件開示請求文書を開示することにより当該裁判の判決その他の内容が明らかになった場合、Aの事業を営む個人としての権利、競争上の地位その他正当な利

益を害するおそれがあるといえる。

- (3) 条例第7条第6号では、「市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が不開示情報とされており、「次に掲げる」については、イにおいて「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」と規定されている。

Aとの間の争訟については、現在継続中であり、本件開示請求文書を開示することにより、Aとの間に余計な軋轢を生ずることから、当市が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び争訟に係る事務における当市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるといえる。

3 審査請求人の主張（2）

- (1) 諮問庁の意見書における主張は、いずれも独自の主張を述べるものであつて、わが国の情報公開法制の下においては採用し得ないものである。

- (2) 諮問庁は、条例第7条第2号の適用について、「本件開示請求文書に記載されている判決文においては、Aの、他に類を見ない独自の主張が全面的に見受けられることから、それらを組み合わせることにより個人が識別されるおそれがある」と述べるが、同号で不開示となる情報は、「特定の個人を識別することができるもの」であるから、「組み合わせることにより個人が識別されるおそれがある」ととどまる場合は同号に該当しない。

「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」となる」ことが成立するためには、本件開示請求文書と別に「他の情報」が存在すること（「他の情報」は、本件開示請求文書中に存在しない。）が必要条件であり、本件開示請求文書について諮問庁主張のモザイク・アプローチが成立するためには、「他に類を見ない独自の主張」と「他の情報」の照合可能性が必要条件となるところ、諮問庁は具体的に何が「他の情報」に該当するか、そして、独自の主張からいかにして特定の個人が識別できるかを一切主張しておらず、諮問庁の主張は独自の主張を

述べるものと解される。

以上より、諮問庁の主張は誤った法令解釈に基づくものであり、失当である。

- (3) 諮問庁は、条例第7条第3号の適用について、「Aは事業を営む個人としての観点に基づく主張を繰り返し行っており、その主張に係る部分は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」の一部だといえ、・・・、Aの事業を営む個人としての権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえる」と述べる。

審査請求人が令和6年3月7日に訴訟記録を閲覧したところ、Aの職業や屋号その他の事業に関する情報は本件開示請求文書中に一切記録されておらず（したがって、審査請求人はAの職業や事業の内容を知らない。）、その主張についても、内容は固定資産評価審査委員会の決定の違法に関するものにとどまり、特定の事業と密接に結びつかない内容であった。本件開示請求文書は個人に関する情報であるが個人の事業に関する情報はなく、「個人の事業に関する情報」に該当する記載は存在しない。

諮問庁の主張は、同条第3号の適用に関して理由と結論が食い違うものとなっており、これは条文解釈が正しく行われていないことが原因である。

以上より、諮問庁の主張は独自の主張を述べるものであり、失当である。

- (4) 諮問庁は、条例第7条第6号の適用について、「Aとの間の争訟については、現在継続中であり、本件開示請求文書を開示することにより、Aとの間に余計な軋轢を生ずることから、当市が行う事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれ及び争訟に係る事務における当市の当事者の地位を不当に害するおそれがある」と述べる。

しかし、諮問庁の主張するおそれは、Aが本件開示請求文書中の開示を知り得ることが前提となると解されるところ、諮問庁は、Aがいかにして本件開示請求文書の開示の事実を知り得るか、本件開示請求文書の開示を契機としていかなる過程によって「余計な軋轢」が生ずるか、そして、Aとの間に「余計な軋轢」が生ずることによって、いかに熱海市の事務に支障が生ずるかの一切を具体的に主張立証しない。諮問庁の主

張は、おそれの発生の蓋然性や具体的な因果関係を検討することなくされた恣意的な主張というほかない。

また、訴訟記録は民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条第1項の規定により、何人も閲覧を請求できるものであるから、これが裁判所で閲覧されたところで、Aと熱海市との間に余計な軋轢が生じることはないのであるし、審査請求人が令和6年3月7日に訴訟記録を閲覧したことにより、熱海市の事務の適正な執行に支障を及ぼした事実及び争訟事務における熱海市の当事者の地位を不当に害した事実も存在しない。したがって、訴訟記録の写しに相当する本件開示請求文書を開示することにより、当事者間に「余計な軋轢」が生じる蓋然性もまた存在しない。

以上より、諮問庁の主張はその根拠を欠くことに帰するから、失当である。

以上より、本件開示請求文書はその全体が条例第7条第2号、第3号及び第6号に該当するものでなく、また、本件開示請求文書中に同条第3号及び第6号に該当する情報がなく、少なくとも同条第2号に該当する最小限度の情報を不開示とすれば、条例第8条第1項及び第2項を適用して部分開示が可能である。したがって、その全部を不開示とした本件処分は条例の解釈及び適用を誤ったものであり、違法であるから、取り消されなければならない。

理 由

1 審査会の判断

本件処分において適用した条例各条項の該当性について審査会の判断は次のとおりである。

本件処分において適用した条例各条項の該当性について

(1) 条例第7条第2号の該当性について

ア 条例第7条第2号の解釈

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別すること

ができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報とすることを定めたものである。

ここでいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報とされている。

イ 不開示の該当性についての判断

諮問庁は、不開示情報として「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」が規定されており、その上で本件開示請求文書にAの、他に類を見ない独自の主張が全面的に見受けられることから、それらを組み合わせることにより個人が識別されるおそれがあると主張するが、「他に類を見ない独自の主張から、どのように特定の個人を識別できるか」という点について本件開示請求文書からは読み取ることができず、本件処分は妥当とはいえない。

(2) 条例第7条第3号の該当性について

ア 条例第7条第3号の解釈

条例第7条第3号は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報とすることを定めたものである。

ここでいう、「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるかどうかは、法人の事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものとされている。

イ 不開示の該当性についての判断

諮問庁は、不開示情報として「事業を営む個人の当該事業に関する情報であって」、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が規定されており、その上で「本件開示請求文書に記載されている裁判において、Aは事業を営む個人としての観点に基づく主張を繰り返し行ってお

り、・・・当該裁判の判決その他の内容が明らかになった場合、Aの事業を営む個人としての権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえる」と主張するが、本件開示請求文書中には、事業を営む個人の当該事業に関する情報は見受けられないことから本件処分は妥当とはいえない。

(3) 条例第7条第6号の該当性について

ア 条例第7条第6号の解釈

条例第7条第6号は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報とすることを定めたものである。

ここでいう、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれ、「適正」とは公にすることによる支障だけではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

イ 不開示の該当性についての判断

諮問庁は、不開示情報として「市の機関、・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が規定されており、その上で「Aとの間の争訟については、現在継続中であり、本件開示請求文書を開示することにより、Aとの間に余計な軋轢を生ずることから、当市が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び争訟に係る事務における当市の当事者としての地位を不当に害するおそれがある」と主張するが、本件開示請求文書は、民事訴訟法第91条第1項の規定により、何人も閲覧を請求できるものであること、開示することにより「Aとの間に余計な軋轢を生ずる」、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」について蓋然性が見受けられないことから本件処分は妥当とはいえない。

以上より、本件処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきであると判断する。

2 審査庁の判断

審査庁においても、審査会と同様の理由により、本件処分を取り消し、改めて開示決定等を行うべきであると判断する。

結 論

本件審査請求に対する実施機関の判断は、審査会の答申を尊重し、審査会の判断と同様の理由により、主文のとおり裁決する。

令和6年10月10日

熱海市長 齊 藤 栄

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、熱海市を被告として（訴訟において熱海市を代表する者は熱海市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、熱海市を被告として（訴訟において熱海市を代表する者は熱海市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。